資料２

厚木市都市農業振興計画（案）

【概要版】

持続可能な都市農業の振興に向けて

令和５年３月

厚　木　市

はじめに

1　計画の目的と見直しの趣旨

厚木市都市農業振興計画は、「持続可能な都市農業の振興に向けて」、都市農業を取り巻く社会情勢が変化する中、農業振興施策を実施していく上で、持続可能な都市農業の創造・多面的機能の発揮と魅力ある新たな農畜産業の振興に資するため、平成 30 年３月に策定しました。

これまで、計画に基づき様々な施策を実施してまいりましたが、計画策定から４年が経過し、農地の都市的土地利用の増加を始め、燃油や飼料等、生産資材の価格高騰などの環境変化を踏まえ、本計画をさらに実効性のあるものとするため、現行の計画を見直すものです。

2　計画の期間

計画の期間は、2018（平成 30）年度から 2027 年度までの 10 年間とします。

3　計画の位置付け

本計画は、第９次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」が掲げる将来都市像『元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市　あつぎ』の実現を目指す個別計画であり、また、「都市農業振興基本計画」や「かながわ農業活性化指針」、さらには本市の分野別の個別計画等との整合を図り、農業関係分野の推進を担う基本計画として位置付けます。

■関連計画等との関連

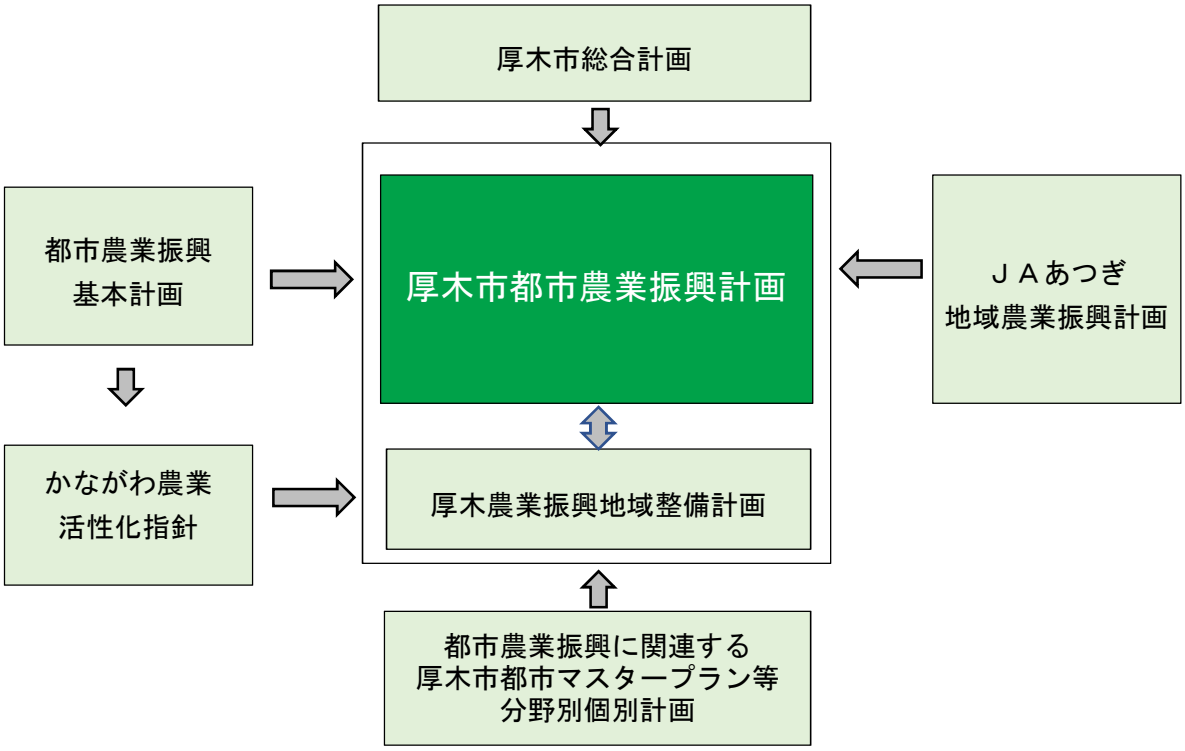

第１章　現状と課題

厚木市農業の現状

１　農業従事者

○農家戸数

令和２年の総農家数は、1,640 戸であり、平成 27 年と比較すると 82 戸、約５％の増加となっています。

○認定農業者

認定農業者数は、令和３年度に 66 経営体となっています。

○新規就農者

新規就農者数は、平成 30 年度から令和３年度までの４年間で 37 人、年平均約９人となっています。

２　農地

○経営耕地等利用状況

経営耕地等の利用状況は、経営耕地総面積 53,013 a のうち「田」が 29,928a、「樹園地を除く畑」が 20,053 a 、「樹園地」が 3,032a となっています。

３　農業生産

○農産物販売金額１位の部門別農家数

農産物販売金額１位の部門別農家数は、全 516 戸のうち、「米」が 268 戸、「露地野菜」が 115 戸で多くなっています。

○野菜の作物別作付経営体数と面積

野菜の作物別作付経営体数は、だいこんが 232 経営体、さといもが 173 経営体、ねぎが 141 経営体、キャベツが 140 経営体、はくさいが 138 経営体、たまねぎが 130 経営体となっています。

４　その他

○遊休農地

遊休農地は、令和３年度に 17ha となっています。

○鳥獣被害

令和３年度の被害金額は 2,554 千円、被害面積は 1.52ha となっており、主な被害は、ニホンザル、ハクビシン、ニホンジカによる野菜、果樹等の農業被害となっています。

農業者の意向

1　中間見直しに関する農業者アンケート

「厚木市都市農業振興計画」が中間見直しの時期を迎えるに当たり、農業者は、近年の農業を取り巻く環境変化に対してどのような意識を持っているか調査するためアンケートを行いました。主なアンケート結果は次のとおりです。

〇実施時期：令和４年７月
〇調査対象：厚木市内の農業関係団体構成員、認定農業者、認定新規就農者　など
〇標本数：314 票　　〇回収数：　178 票　　〇回収率：　57%

【問】ご自身の農業経営や農地について、今後（５年～１０年程度）どのようにしようとお考えですか。近いものを一つだけ選んでください。

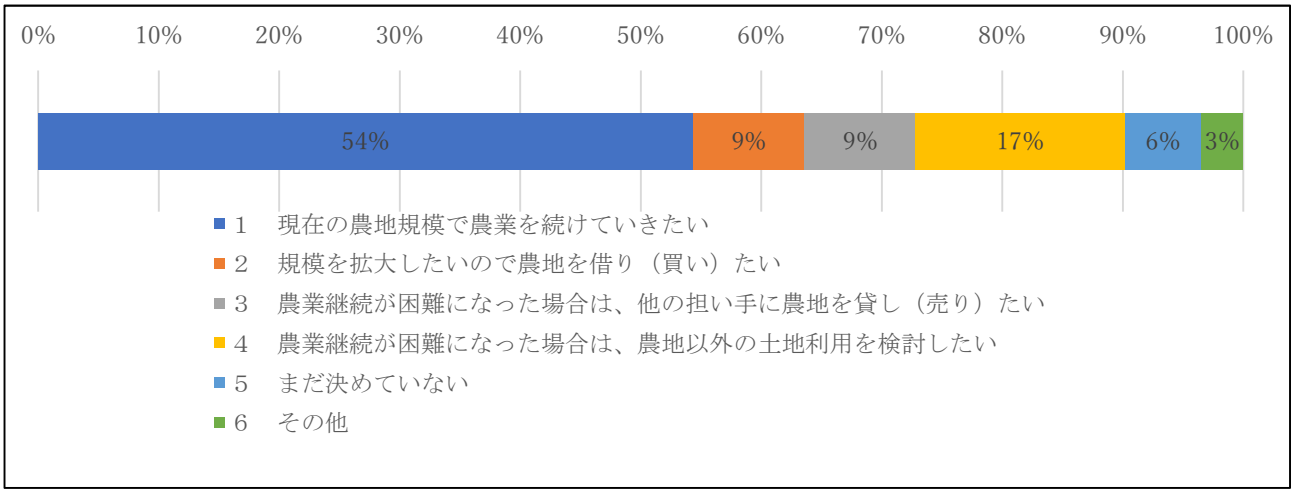

【問】農業を続けていくに当たり、どのようなことが課題であると考えられますか。当てはまると思うものを全て選んでください。

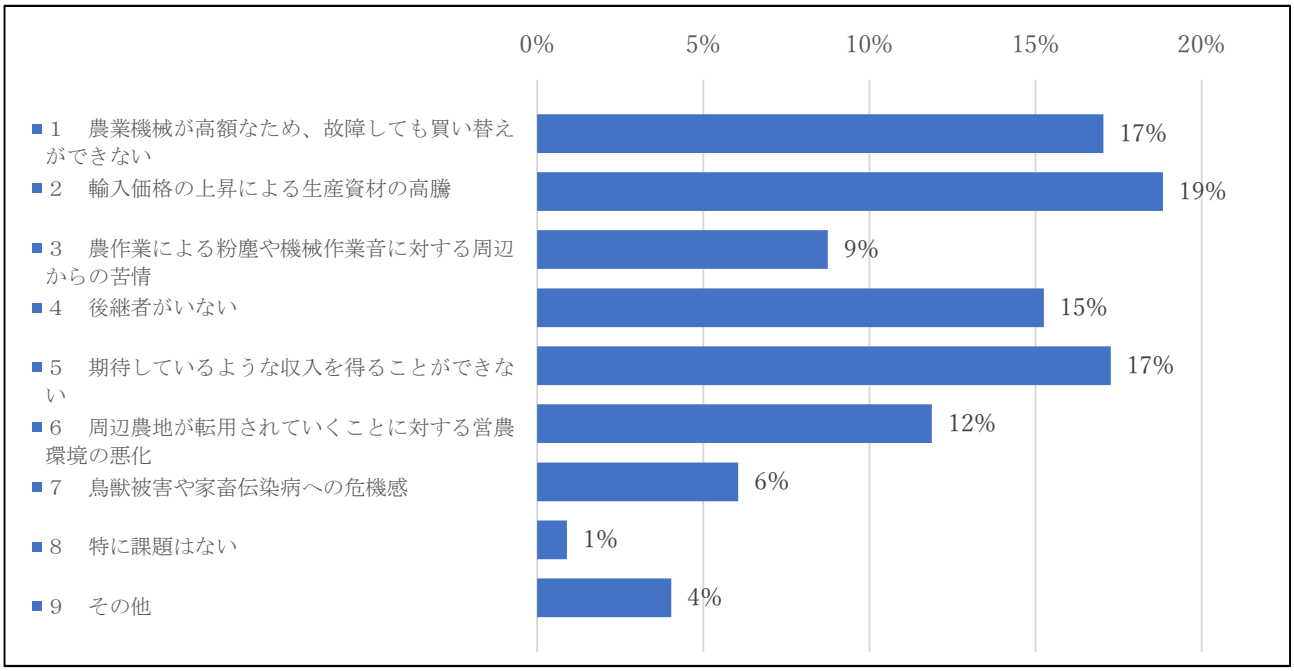

【問】農業を続けていくため、あなたが必要だと思う市の支援を教えてください。

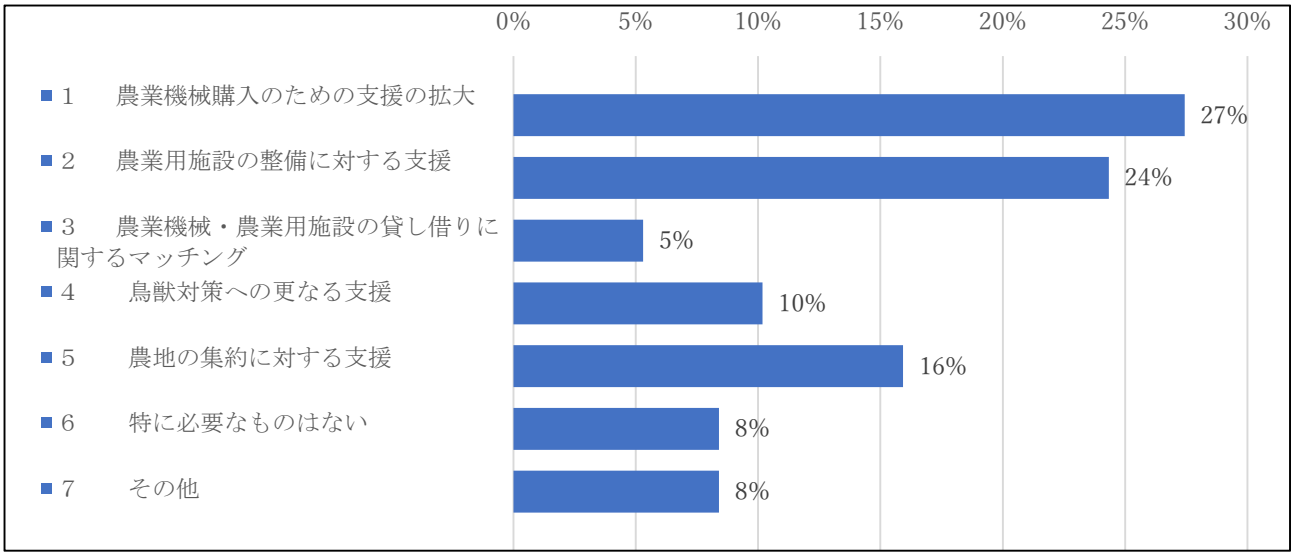

2　意見交換会

アンケート結果を基に、営農継続に向けた支援や農地保全に関して課題を整理し、方向性を検討するため、意見交換会を実施しました。

〇実施日：令和４年８月 10 日

〇出席者：16 人

〇営農継続に向けた支援について

近年の生産資材の高騰などについてはこれまでと危機感が違う。先が見通せない。不安を感じる。

これまでは補助対象の農業者も多かったが、近年農業者は減少傾向にある。分母が少なくなった分、補助金の補助率を引き上げるべき。大胆な見直しが必要である。

など

〇農地保全について

厚木市はインター整備などで都市的土地需要が高い。転用件数も近年増加している。

農地流動化奨励金の金額を見直すなど、貸し借りしやすい環境をさらに整備する。

など

都市農業振興の課題

農業における現状と農業者アンケートや意見交換会の結果を踏まえ、今後の課題を整理します。

〇農業就業者数や認定農業者の減少
〇農業所得の向上
〇農地の集積や基盤整備
〇都市的土地利用の増加による農地の減少
〇燃油や飼料等、生産資材の価格高騰
〇異常気象等による農作物への影響
〇都市的環境への対応など

第２章　基本方針及び施策の体系

将来像と基本方針

本市の「持続可能な都市農業の振興に向けて」、６つの基本方針を掲げ、これに基づき**生産**＜魅力あふれる厚木の農業＞、**継承**＜厚木の未来につなげる農業＞、**共存**＜豊かな厚木をつくる農業＞を柱として各種施策の推進を図ります。

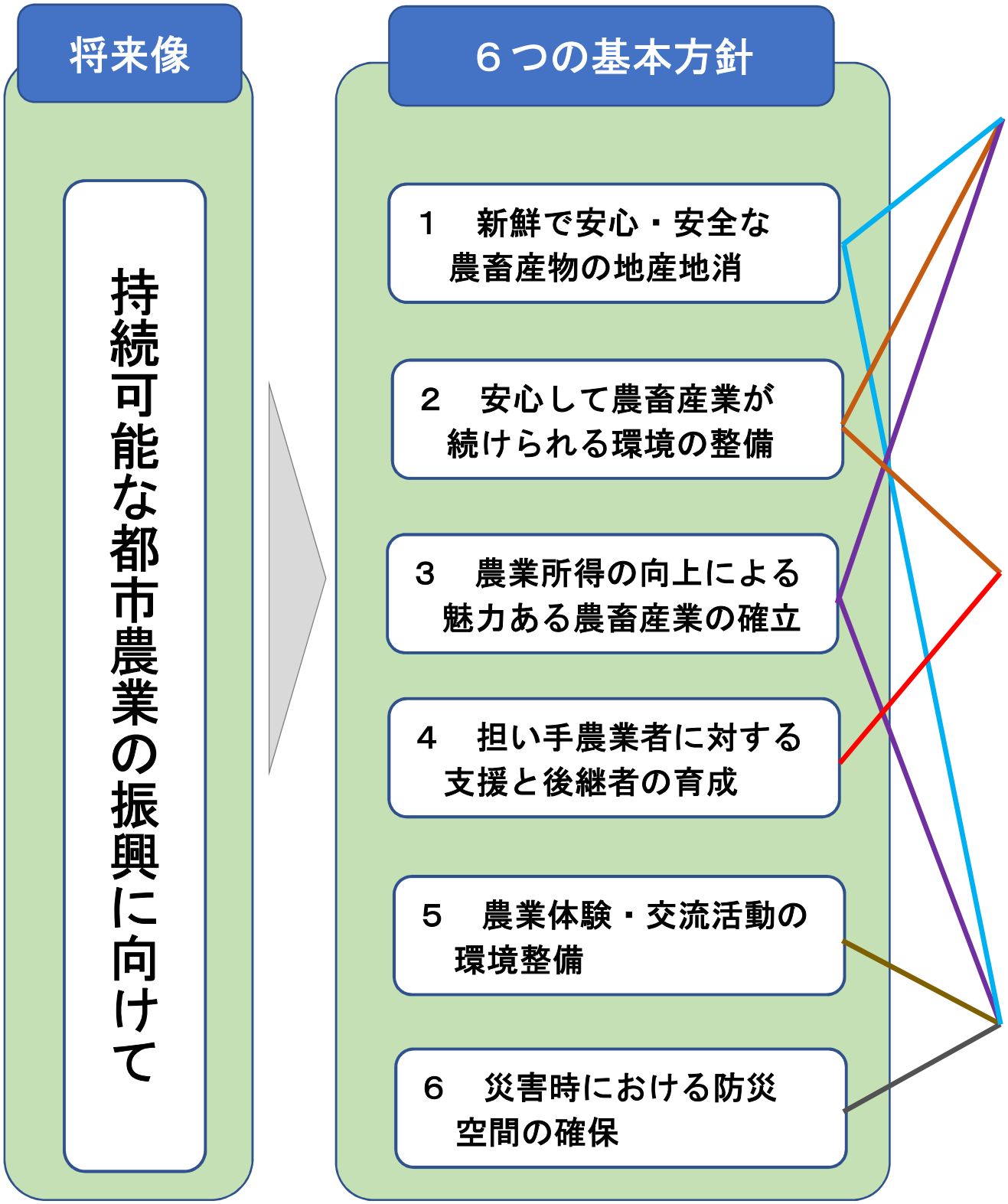

施策の体系

生産

魅力あふれる厚木の農業

①中核的経営体への支援
★②環境負荷軽減の推進
③農業所得の向上対策
④農業経営の安定対策
★⑤農地の保全　⑥畜産振興の推進
⑦厚木ブランドの推進　⑧６次産業化の推進
⑨鳥獣被害及び病害虫雑草防除対策の推進

継承

厚木の未来につなげる農業

①後継者の育成・支援　②新規就農者への支援
③女性農業者への支援
④農業技術等の向上対策
★⑤農福連携の推進
★⑥都市農業への理解の醸成
⑦都市的環境への対応
⑧ＩＣＴを活用したスマート農業の推進
⑨多面的機能の維持・発揮

共存

豊かな厚木をつくる農業

①地産地消の推進
②食農教育の推進
★③カーボンニュートラルの推進
★④体験型農園及び観光農園の推進
⑤多様な取組による農畜産物の提供
⑥防災機能の発揮

地区ごと策定したアクションプランに基づき施策を推進

★重点施策

第３章　施策内容

第１節　生産　～魅力あふれる厚木の農業～

１　中核的経営体への支援

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度の周知徹底を図り、意欲ある企業的経営感覚に優れた農業者の確保・育成対策を推進するとともに、企業やＮＰＯ法人等の参入を含む新規参入の促進・定着を図ります。

また、中核的経営体の体質強化のため、若手生産者への新規就農段階からの体系的な支援、認定農業者等への農地集積等を促進して、核となる地域リーダーや農業法人の育成、さらには営農集団の活動を支援します。

★２　環境負荷軽減の推進（改）

環境に負荷を与えないため、化学肥料や農薬の使用量削減と有機農業を含む環境保全型農業の普及に取り組みます。

また、緑肥の導入や耕種農家が畜産農家の優良な堆肥を活用した土づくりなど、肥料コストの軽減を図ります。

３　農業所得の向上対策（改）

地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者１人当たり 550 万円程度）、年間労働時間（同 1,800 時間程度）の水準の実現に向けて支援します。

このため、品質の高い農産物を安定的かつ効率的に生産できるような取組を通じて、所得向上を推進します。

４　農業経営の安定対策（新）

安定した農業経営を行うためには、生産資材（燃料、飼料等）は必要不可欠なものですが、そのほとんどを海外に依存していることから、国際市況の影響を強く受けざるを得ません。

このため、必要な生産資材の確保に向け、関係機関との連携を図ります。

★５　農地の保全（新）

担い手への農地集積を図り、農地の円滑な貸し借りと経営規模の拡大を推進するため、厚木市都市農業支援センターを中心に、厚木市農地流動化奨励金交付制度による利用権設定のあっせん等を進め、貸付希望・借受希望双方の掘り起こしを行い農地の流動化を進め、遊休農地の発生防止及び解消を図ります。

また、近年、都市的土地利用により一部農地の減少が見られますが、土地利用の基準を見直し、優良農地の確保を図ります。

なお、市街化区域内の農地も関係機関と連携し保全に努めます。

さらに、農業用用排水路等の農業生産基盤の整備により、良好な耕作条件を備えた農地の整備を推進します。

6　厚木ブランドの推進

地区特性をいかしつつ、厚木の農畜産物の知名度アップを図るため、新たな農畜産物のブランド化を進めるとともに飲食店等、販路開拓を促進します。

また、かながわブランド振興協議会、かながわ畜産ブランド推進協議会、かながわの名産 100 選選定委員会と連携してブランド力の強化・向上を図ります。

7　畜産振興の推進（新）

生産から流通・消費に至る一連の事業や、環境対策、家畜伝染病対策など、畜産物を安全かつ安定的に供給できるよう、市内における畜産振興の充実を図ります。

8　６次産業化の推進

特産品の加工による付加価値化や農畜産物の生産ロスの解消、観光用土産物の開発等、６次産業化を推進するとともに、農業以外の業種からの参入による経営の活性化を図ります。

このため、加工品の製造には設備の導入や資格の取得など課題が多いことから、アイディアを実現しやすくするためのインキュベーション施設※として加工場を整備し、生産から加工、販売に至る一貫した経営指導を行うとともに、その自立を支援します。

※インキュベーション施設：起業家の育成や、新しいビジネスを支援する施設。

9　鳥獣被害及び病害虫雑草防除対策の推進（改）

有害鳥獣に対する鳥獣被害の軽減を目指し、野生鳥獣の管理捕獲、農業者が設置する獣害防護柵への支援など、鳥獣被害への対策を継続して講じるとともに、被害を受けにくい作目の普及にも取り組みます。

また、稲を食害するスクミリンゴガイ（通称：ジャンボタニシ）による被害や、多年草で特定外来生物に指定されているナガエツルノゲイトウの繁殖域が広がりを見せていることから、関係機関と連携し、情報共有、防除の徹底等、被害拡大防止に向けた対策を推進します。

■目標指標

項目	策定時 （2016 年度）	現状値 （2021 年度）	目標値 （2027 年度）
認定農業者数	69 経営体	66 経営体	100 経営体
ブランド品目の充実	3 品目	10 品目	12 品目
利用権設定面積	89.4ha	147.1ha	150.0ha
遊休農地面積	36ha	17ha	10ha
有害鳥獣による被害面積	6.46ha	1.52ha	0.65ha
各地区の実情に合せたアクションプランの策定	0 地区	7 地区	7 地区

第２節　継承　～厚木の未来につなげる農業～

１　後継者の育成・支援（改）

農業従事者の高齢化が深刻化していることから、農地や機械・設備等の有形資産とともに、技術・ノウハウ・人脈等の無形資産を経営継承する後継者が引き継いでいくための取組を支援します。

また、後継者の確保・育成を図るため、関係機関等により営農指導を行います。

２　新規就農者への支援（改）

農業委員会やＪＡあつぎとの連携で、厚木市都市農業支援センターを相談窓口として、新規就農希望者へ研修先や農地の紹介、就農後の経営全般へのサポート等、新規就農者の確保・育成を図ります。

また、農業経営基盤強化促進法に基づき、新規就農の青年等に対し、就農準備等に必要な資金を支援するとともに、就農環境対策として、農家住宅の活用を図ります。

さらに、厚木市都市農業支援センターが中心となり、かながわ農業アカデミー等関係機関と連携し、本市における各種就農支援策の情報提供を図ります。

３　女性農業者への支援（改）

女性農業者の地域農業への役割は大きく、特に女性農業者の経営関与と収益増加は比例することから、女性の力をいかした農業経営を促進していく必要があります。

また、ＪＡあつぎ等の関係機関と連携し、新たな女性農業者の確保・育成を図るとともに、女性活躍のための支援を進めます。

４　農業技術等の向上対策（新）

関係機関と連携し、農業者が農業経営の改善に取り組む機会を設け、営農に関する技術や知識の習得を支援します。

★５　農福連携の推進（改）

働く意欲のある高齢者や障がいのある方などの農業分野への進出である農福連携への取組は、重要性を増していることから、農業者と福祉部門との連携による農作業支援や特例子会社の農業参入、農業者による雇用を促進します。

また、子ども食堂や買い物が困難な高齢者などに対して、市内産農産物を提供する活動を支援します。

★6　都市農業への理解の醸成（改）

地場農畜産物や農地の必要性を市民に伝えることは、農業を継続する上で重要な取組です。

また、近隣に新たな住宅が建築されることに伴い、農薬散布や農作業による機械作業音等に関する苦情も寄せられていることから、都市農業を取り巻く環境に対する市民への理解を促進する必要があります。

こうしたことから、農業や農地が有する多面的機能等の大切さを市民に周知するとともに、市農業まつりの開催、大型直売施設である「夢未市」等のＰＲ、市民農園等市民が参加できる活動を通じ、都市農業への理解の醸成を図ります。

7　都市的環境への対応（新）

水稲の生産に当たっては、住宅が隣接する地域において、籾の乾燥や籾摺り機の稼働による粉塵、騒音の発生により苦情が生じる場合もあることから、周辺環境に配慮した作業が行えるような環境整備に対して支援します。

8　ＩＣＴを活用したスマート農業の推進

栽培技術の向上と女性や高齢者等でも農作業が継続できるよう、ロボット技術やＩＣＴ※の活用による超省力化や高品質生産に向けた新たな農業である「スマート農業」の普及推進を図ります。

※ＩＣＴ：農業分野のＩＣＴは、スマートフォンなどを活用してビニールハウスの温度やCO_2濃度等を管理することにより、農作業の省力化と収量や品質の向上等が見込まれる技術。

9　多面的機能の維持・発揮（改）

農業や農地は、農産物の供給といった生産面での重要な役割のみならず、自然環境の保全や良好な景観形成などの多面的機能を有しております。

このため、関係機関と連携し、地域の共同活動に対する支援など、農業や農地の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。

■目標指標

項目	策定時（2016 年度）	現状値（2021 年度）	目標値（2027 年度）
新規就農者数	６人（延べ）	25 人（延べ）	26 人（延べ）
農福連携の実施件数（施設数）	０件	０件	３件
多面的機能支払交付金の活用	０箇所	２箇所	３箇所

※新規就農者数：次世代を担う農業者となる者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（５年以内））を交付した人数。

第３節　共存　～豊かな厚木をつくる農業～

１　地産地消の推進（改）

地産地消の拡大のためには、消費者ニーズに応じた新鮮な農畜産物の供給と愛着を高める必要があることから、農業者と市民との交流促進や積極的な情報発信、厚木ブランドの確立、市民の市内産農畜産物に対する購入意欲向上のための取組など、地産地消の環境づくりを推進します。

また、直売所や学校給食などでの利用拡大を推進します。

２　食農教育の推進（改）

市民が農業に親しむ機会を積極的に創出するとともに、未就学児童や小・中学生への食農教育だけではなく、大人（子育て世代、シニア世代など）への食と農に対する理解を深める取組を推進します。

★３　カーボンニュートラルの推進（新）

みどりの食料システム戦略に基づき、省エネ型施設園芸設備の導入やバイオマスの活用など、温室効果ガス削減に向けた取組を推進します。

★４　体験型農園と観光農園の推進（改）

農地の保全と後継者育成や技術の継承、安定収入確保のため、農業者が作付計画から技術指導まで一連の工程を管理運営する体験型農園やいちご、果物などの収穫や購入ができる観光農園の開設を支援します。

５　多様な取組による農畜産物の提供（改）

生産者と飲食店やスーパーマーケット等とのマッチングによる販路の確保を図るため、安定的な価格で継続取引ができるマーケットインの発想をいかし、需要者と生産者双方の要望をとりまとめて新たな契約につなげる取組を支援します。

また、高齢者等の買い物支援を目的とした移動販売車の運行や地域の直売所の運営を支援します。

６　防災機能の発揮（改）

都市部の農地は、災害発生時において避難場所や復旧用資材置場など、多様な役割を果たすため、防災協力農地としての指定を促進し、継続して保全していきます。

■目標指標

項目	策定時 (2016 年度)	現状値 (2021 年度)	目標値 (2027 年度)
学校給食への地場農産物の提供回数	小学校給食月２回程度 中学校給食月２回程度	小学校給食月 2.1 回程度 中学校給食月 2.1 回程度	小学校給食月４回程度 中学校給食月４回程度
農業体験型市民農園数	１箇所	３箇所	５箇所
防災協力農地指定件数	０件	49 件	222 件
マーケットイン契約件数	０件	０件	５件

第４章　計画の推進

１　計画推進体制の確立

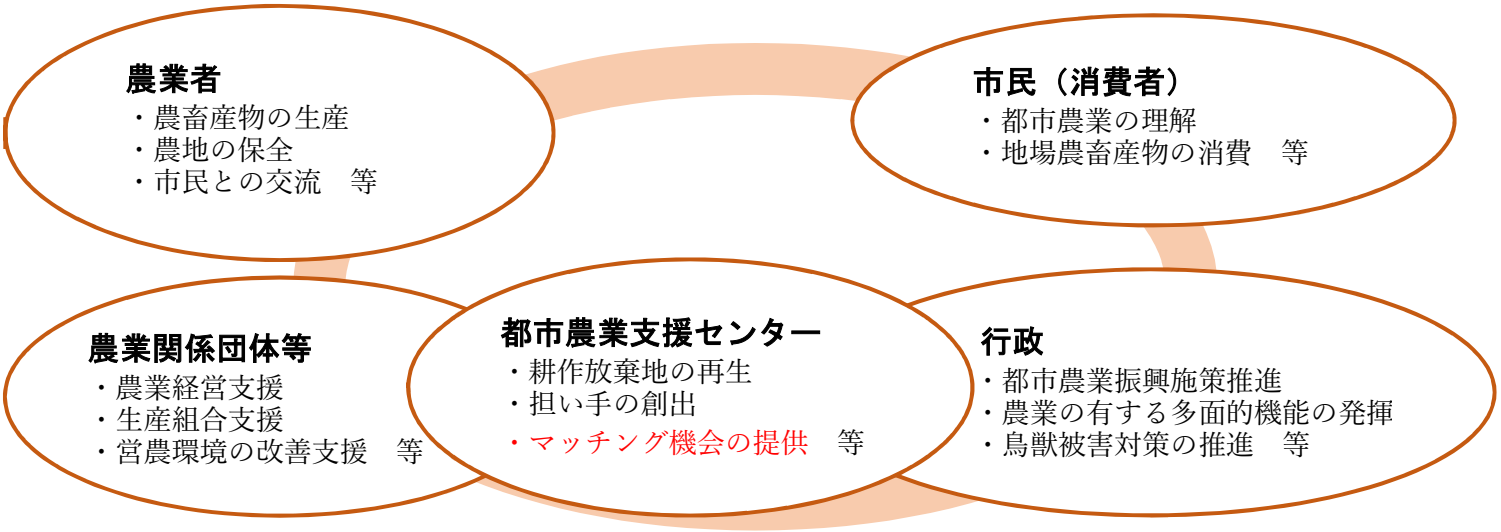

２　計画の進行管理

農業振興を推進する関係機関は、計画の進捗状況について情報交換を行い、課題の共有と効果の検証を行います。また、都市農業振興計画の確実な推進のため、進行管理と併せＰＤＣＡサイクルによるマネジメントを実施します。

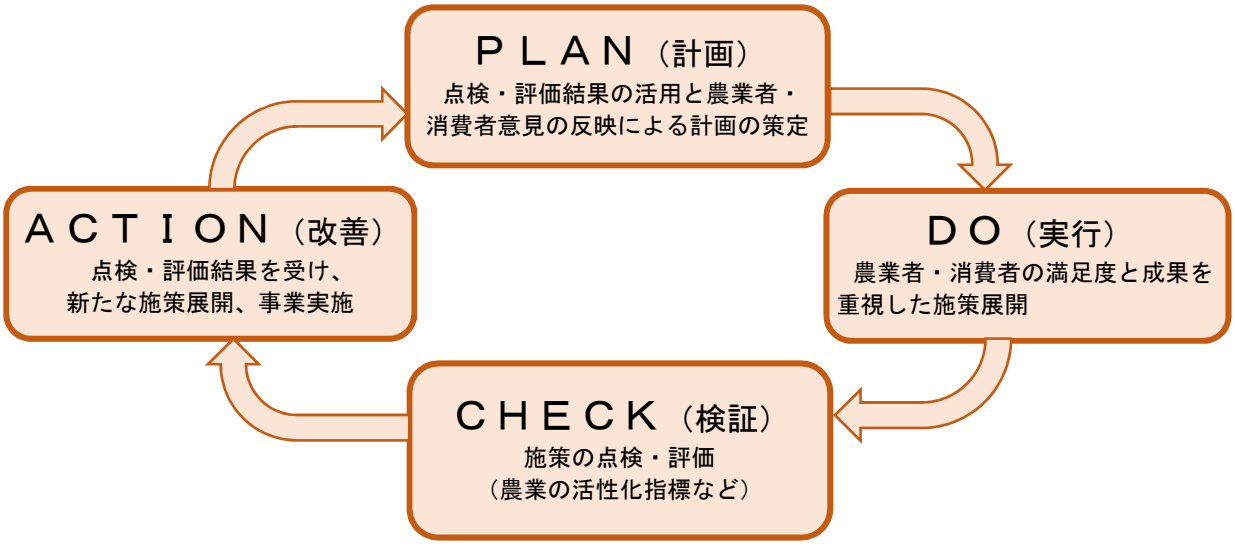

厚木市都市農業振興計画【概要版】　令和５年３月
発行：厚木市　　編集：農業政策課
〒243-8511　厚木市中町 3-17-17（市役所第二庁舎８階）　☎(直通)　046-225-2800